

情報・システム研究機構短時間雇用職員就業規則

〔平成19年 4月 1日〕
制 定
最近改正 令和 7年 3月24日

第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定及び情報・システム研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第2項の規定により、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に勤務する短時間雇用職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 短時間雇用職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及びその他の法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

(定義)

第3条 この規則における短時間雇用職員とは、期間を定めて雇用する者（職員就業規則の適用を受ける者を除く。）で、1週間の所定の勤務時間が30時間以下である者のうち、一の事業年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の範囲内で雇用契約期間を定める者とする。ただし、第40条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含む。

2 短時間雇用職員の名称及び従事すべき業務の内容は、別表第1又は別表第2に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、短時間雇用職員の雇用に当たり機構長が特に必要と認める場合には、別表第1又は別表第2によらない名称及び職務内容とすることができる。

4 この規則における職員とは、職員就業規則の適用を受ける者とする。

(適用範囲等)

第4条 この規則は、前条に定める短時間雇用職員に適用する。ただし、一部の短時間雇用職員の就業等について別段の定めがある場合には、その定めに従う。

(権限の委任)

第5条 機構長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(遵守遂行)

第6条 機構及び短時間雇用職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第7条 短時間雇用職員の採用は、選考によるものとする。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(配置)

第8条 短時間雇用職員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(雇用契約)

第9条 短時間雇用職員の雇用契約期間は、一の事業年度の範囲内とする。

2 機構の業務上の必要があり、前項の雇用期間が終了した短時間雇用職員を引き続き雇用する必要が生じた場合には、雇用中の勤務実績等を考慮の上雇用契約を更新することができる。この場合、更新に当たっては、雇用契約期間は引き続かないものとし、雇用契約については改めて締結することを要する。

3 前項による更新は、採用した日から起算して3年(別表第2に掲げる短時間雇用職員については5年)を限度とし、以後更新しない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、機構に期間を定めて雇用されていた者を引き続いて雇用する場合の雇用契約期間は、当該者との2以上の雇用契約期間を通算した期間が5年(研究等に専ら従事する者(特任教員及び特任研究員等)及び学術支援技術補佐員の雇用契約期間は10年)を超えないものとする(研究等に専ら従事する者が機構に雇用されていた期間のうち、大学に在学している期間は雇用契約期間に含まないものとする。)。ただし、機構長が認めた場合はこの限りではない。

5 短時間雇用職員の雇用契約の締結は、年齢が満65歳に達する日の属する事業年度を超えて行うことはできない。

6 前項の規定にかかわらず、機構が特に必要と認めた短時間雇用職員については、前項に定める事業年度を超えて雇用することができる。当該雇用の手続きについては、別に定める。

7 雇用契約の更新により引き続き雇用されている短時間雇用職員については、雇用契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨予告するものとする。ただし、当該契約期間満了後に更新を行わないことをあらかじめ通知している場合は、この限りではない。

(労働条件の明示)

第10条 短時間雇用職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項

- 三 労働契約の期間及び契約更新に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻，所定勤務時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項
- 五 退職に関する事項
(提出書類)

第11条 短時間雇用職員に採用が決定された者は，次の各号に掲げる書類を機構が指定する期限までに，速やかに提出しなければならない。ただし，機構は，書類の一部を省略させることがある。

- 一 履歴書
- 二 卒業証明書
- 三 住民票記載事項の証明書
- 四 健康診断書
- 五 次項で定める本人確認の書類の写し
- 六 その他機構において必要と認める書類

2 前項第六号で定める書類の写しは次のいずれかのものとする。

- 一 個人番号カード
- 二 写真付き身分証明書等（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書）
- 三 その他行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）で規定する本人確認の書類

3 第1項の規定にかかわらず，機構が認める場合には，第1項各号に定める書類に代わる書類の提出をもって，第1項の書類の提出があったものとみなすことができる。

4 前3項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは，短時間雇用職員は，所要の書類により，その都度速やかに機構に届け出なければならない。

5 正当な理由がなく，指定する期限までに第1項の手続きを怠った場合は，採用を取り消すことができる。

第2節 配置換

(配置換)

第12条 短時間雇用職員は，業務上の必要により配置換を命じられることがある。

2 短時間雇用職員は，正当な理由がないときは，前項に基づく命令を拒否することができない。

第3節 退職

(退職)

第13条 短時間雇用職員は，次の各号の一に該当するときは，退職とし，その身分を失う。

- 一 退職を願い出て、機構長から承認されたとき
- 二 雇用契約の期間が満了したとき
- 三 死亡したとき
- 四 第42条に規定する定年による退職の日に達したとき
(自己都合退職に係る規定の準用)

第14条 短時間雇用職員の自己都合退職については、職員就業規則第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第4節 解雇

(解雇に係る規定の準用)

第15条 短時間雇用職員の解雇については、職員就業規則第23条第2項、同条第3項及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第5節 退職後の責務

(退職後の責務に係る規定の準用)

第16条 短時間雇用職員の退職後の責務については、職員就業規則第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第3章 給与

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第17条 短時間雇用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 基本給 (2) 諸手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日給 極地観測手当 在宅勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
競争的研究費 特別手当		10月17日又は2月17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、そ

		の日は土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
--	--	--

(給与の支払いに係る規定の準用)

第18条 短時間雇用職員の給与の支払いについては、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条、第5条、第6条及び第9条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

(基本給)

第19条 短時間雇用職員の基本給は時間給とし、その額は、次に掲げるところによる。

- 一 短時間雇用職員（次号及び第3号に掲げる者を除く。）については、その者を職員として採用した場合に受けることとなる職員給与規程の規定に基づく基本給月額及び都市手当の額を基礎として、次の算式により算出した額（1円未満の端数は切り捨てる。）の範囲内の額をもって時間給とする額

$$\frac{(\text{基本給月額} + \text{都市手当}) \times 12}{52 \times 38.75}$$

- 二 短時間雇用職員のうち非常勤講師については、第1号の規定にかかわらず、その者を講師として採用した場合に受けることとなる職員給与規程の規定に基づく基本給月額及び都市手当の額を基礎として、次の算式により算出した額（1円未満の端数は切り捨てる。）の範囲内の額をもって時間給とする額

$$\frac{(\text{基本給月額} + \text{都市手当}) \times 12}{52 \times 10}$$

- 三 短時間雇用職員のうちリサーチ・アシスタントについては、第1号の規定にかかわらず、次の表に掲げる時間給とする。ただし、同表に定める大学4年卒相当の時間給が当該者の就労する事業場が所在する都道府県の最低賃金を下回る場合は、当該最低賃金の100円未満の額を100円に切り上げた額を大学4年卒相当の時間給とし、大学4年卒相当の時間給に100円を加えた時間給を修士課程修了相当の時間給とする。

大学4年卒相当	1,100円
修士課程修了相当	1,200円

- 四 前項の規定にかかわらず、採用しようとする者が高度な専門的知識を有し、かつ標準的なリサーチ・アシスタントの業務に比して複雑かつ困難な業務に従事する場合には、次の表に掲げる時間給を上限に100円単位で時間給を設定することができる。

大学4年卒相当	2,200円
修士課程修了相当	2,400円

- 五 前4号に定めるほか、特にこれによりがたい事情がある場合には、この限りではない。
- 2 前項各号に掲げる時間給の算定に当たり適用する基本給表及び基本給月額の上限は次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 事務補佐員又は技術補佐員については、一般職基本給表（一）1級33号とする。ただし、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に雇用される者については、この限りではない。
 - 二 臨時用務員については、一般職基本給表（二）1級69号とする。
 - 三 非常勤講師については、教育職基本給表3級73号とする。
 - 四 特任教員又は特任研究員については、教育職基本給表の職員の例に準じた級及び号とする。
- 3 第1項に基づく時間給の額は、職員給与規程の規定に基づく基本給月額等の改訂があった場合には、準拠して改訂することがある。
- 4 第3条第3項により雇用される者の時間給の額については、その都度機構長が定める。
(諸手当の規定の準用)

第20条 第17条に定める通勤手当、極地観測手当、在宅勤務手当及び競争的研究費特別手当並びに第19条に定める基本給算定のための基本給月額については、職員給与規程の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

- 2 前項において、職員給与規程第32条の規定を準用する場合は、同条中「従事した日1日」とあるのは「従事した時間1時間」と、「職務の級」とあるのは「基本給算定のための基本給月額における職務の級」と読み替え、同条表中手当額の欄はその額を7.75で除した額とし、1円未満の端数が生じた場合は、職員給与規程第8条の規定を準用する。
- 3 前項において、準用する職員給与規程第32条第2項中の「100分の30に相当する額を加算した額」に1円未満の端数が生じた場合は、職員給与規程第8条の規定を準用する。
(時間外勤務手当等)

第21条 特別な事由により、短時間雇用職員に定められた勤務時間を超え、又は休日に勤務させた場合には、次の各号に定めるところにより、職員の例に準じて時間外勤務手当又は休日給を支給する。

- 一 職員の所定の勤務時間に相当する時間内における時間外勤務については、時間給（当該勤務が、極地観測手当又は在宅勤務手当が支給されることとなる業務に該当する場合は、当該手当の額（在宅勤務手当については、その額を7.75で除した額）を加算した額）と同額を基礎として算出した額を時間外勤務手当として支給する。
- 二 短時間雇用職員が、職員の所定の勤務時間に相当する時間を超えて勤務することを命ぜられた場合は、勤務1時間につき、前号による額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時まで（以下「深夜」という。）の場合又はその勤務が1

箇月当たり60時間を超えて行われた場合は100分の150、その勤務が深夜において、1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は、100分の175)を時間外勤務手当として支給する。

三 短時間雇用職員が、第25条に定める休日に勤務することを命ぜられた場合は、勤務1時間につき、第1号による額の100分の135(その勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は100分の150、その勤務が深夜において行われた場合は100分の160、その勤務が深夜において、1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。

四 第2号及び前号中「60時間を超えて行われた場合」とあるのは、第2号に定める時間外勤務手当の支給対象となる勤務時間と前号に定める休日給の支給対象となる勤務時間を合算した時間が60時間を超えて行われた場合とする。

五 前4号に定めるほか、必要な事項は、職員給与規程を準用する。

第4章 服務

(服務に係る規定の準用)

第22条 短時間雇用職員の服務については、職員就業規則第28条から第34条まで及び第36条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第5章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間)

第23条 短時間雇用職員の勤務時間は、1日7時間45分及び1週間につき30時間を超えない範囲内の時間とする。

2 短時間雇用職員が勤務時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときには、所定勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(在宅勤務に係る規定の準用)

第23条の2 短時間雇用職員の在宅勤務については、職員就業規則第37条の2の規定を準用する。この場合において、同条中及び情報・システム研究機構職員在宅勤務規程中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用する。

(始業及び終業の時刻並びに休憩時間)

第24条 短時間雇用職員の始業及び終業並びに休憩時間については、職員の始業から終業の時間内において、機構長が指定するところによる。ただし、業務上必要がある場合は、労使協定の定めるところにより、休憩時間を変更することがある。

(休日)

第25条 短時間雇用職員の休日は次の各号のとおりとする。

- 一 日曜日（労基法第35条に定める休日）
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）
- 四 12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）
- 五 その他、特に指定する日

2 機構長は、業務の性質上恒常的に休日に勤務する必要がある者については、労使協定の定めるところにより、前項に定める休日以外の日を休日とすることがある。

（時間外勤務等）

第26条 時間外勤務、時間外勤務における休憩時間、休日勤務及び休日に勤務することを命じる場合の休日の振替については、情報・システム研究機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）の定めるところによる。

2 第1項に定める休日の振替を行ったときの勤務時間については、第21条の規定に基づく休日給は支給しない。

（年次有給休暇）

第27条 機構長は、短時間雇用職員（6月以上引き続き雇用されることが見込まれる者又は6月以上継続勤務している者に限る。以下この条及び次条において同じ。）に対し、一の事業年度において、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を付与する。

- 一 当該事業年度において新たに短時間雇用職員として雇用された場合 次表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている短時間雇用職員にあっては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の月ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数	5日（1週間の勤務日が4日以下とされている短時間雇用職員で、1週間の勤務時間が30時間であるものを含む。）	4日（1週間の勤務時間が30時間である短時間雇用職員を除く。）	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで

雇 用 の 月	4月	10日	7日	5日	3日	1日
	5月	10日	7日	5日	3日	1日
	6月	10日	7日	5日	3日	1日
	7月	10日	7日	5日	3日	1日
	8月	10日	7日	5日	3日	1日
	9月	10日	7日	5日	3日	1日
	10月	10日	7日	5日	3日	1日
	11月	8日	6日	4日	3日	1日
	12月	7日	5日	3日	2日	1日
	1月	5日	4日	3日	2日	1日
	2月	3日	2日	2日	1日	1日
	3月	2日	1日	1日	1日	1日

二 当該事業年度の前事業年度から継続勤務している短時間雇用職員が、雇用の日から起算して当該事業年度の前事業年度の全勤務日の8割以上出勤した場合、それぞれその事業年度において、次表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている短時間雇用職員にあっては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務年数ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数	5日（1週間の勤務日が4日以下とされている短時間雇用職員で、1週間の勤務時間が30時間であるものを含む。）	4日（1週間の勤務時間が30時間である短時間雇用職員を除く。）	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	
雇 用 の 日 か ら	1年以下の年数	11日	8日	6日	4日	2日
	1年を超え2年以下の年数	12日	9日	6日	4日	2日
	2年を超え3	14日	10日	8日	5日	2日

起算した継続勤務年数	年以下の年数					
	3年を超え4年以下の年数	16日	12日	9日	6日	3日
	4年を超え5年以下の年数	18日	13日	10日	6日	3日
	5年を超える年数	20日	15日	11日	7日	3日

- 2 前項の継続勤務とは原則として同一事業場において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、また、全勤務日とは短時間雇用職員の勤務を要する日のすべてをそれぞれいうものとし、出勤した日数の算定に当たっては、休暇の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。
- 3 年次有給休暇を取得するときは、その取得につき、機構長に請求しなければならない。この場合において、機構長は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。
- 4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を超えない範囲内の残日数及び残時間数を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。
- 5 前項の規定により繰り越された年次有給休暇がある短時間雇用職員から年次有給休暇取得の請求があった場合には、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。
- 6 年次有給休暇の単位は、1日又は半日（休憩時間をはさんだ前後の勤務時間が、それぞれ3時間を超え5時間未満とされている場合において、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間のすべてを勤務しないときに限る。）とする。ただし、短時間雇用職員から請求があった場合で、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 7 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、当該年次有給休暇を使用した短時間雇用職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間）をもって1日とする。
- 8 年次有給休暇の請求の手続きは、職員の例に準じて取り扱うものとする。
(年次有給休暇の時季の指定)

- 第27条の2 年次有給休暇（一の事業年度における日数が10日以上である場合に限る。）の日数のうち5日については、一の事業年度内に、短時間雇用職員ごとにその時季を定めることにより与えるものとし、詳細は労基法その他の法令の定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により年次有給休暇を承認した場合においては、当該承認した年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しないものとする。

(年次有給休暇以外の休暇)

第28条 機構長は、次の各号に掲げる場合には、短時間雇用職員（第6号に掲げる場合にあっては、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、当該各号に掲げる期間の有給の休暇を付与する。

- 一 短時間雇用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 短時間雇用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 地震、水害、火災その他の災害時において、短時間雇用職員が出勤途上又は退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- 五 短時間雇用職員の親族（情報・システム研究機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する細則（以下「勤務時間細則」という。）別表3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、短時間雇用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間細則第9条第1項第13号に規定する休暇の例による期間
- 六 短時間雇用職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の期間内に次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている短時間雇用職員にあっては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで
日数	3日	2日	1日

- 七 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、短時間雇用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- イ 短時間雇用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該短時間雇用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- ロ 短時間雇用職員及び当該短時間雇用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該短時間雇用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

- 八 短時間雇用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
- 九 短時間雇用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 十 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の短時間雇用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 十一 女性の短時間雇用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の短時間雇用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 十二 短時間雇用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 短時間雇用職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- 十三 短時間雇用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する短時間雇用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- 十四 その他特に指定する場合 指定する期間
- 2 機構長は、次の各号に掲げる場合には、短時間雇用職員（第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を付与する。ただし、第5号にあっては、最初の3日の勤務に限っては有給とする。
- 一 生後1年に達しない子を育てる短時間雇用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日に2回それぞれ30分以内の期間（男性の短時間雇用職員にあっては、その子の当該短時間雇用職員以外の親が当該短時間雇用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 二 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する短時間雇用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと若しくはその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることその他やむを得ない事由に

より、その子の世話をを行うことをいう。)のため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業(その他これに準ずるものとして学校保健安全法第19条の規定による出席停止、保育所等における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業)によりその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事(入園、卒園、入学及び卒業の式典その他これに準ずる式典に限る。)への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において5日(その子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間

三 要介護状態の対象家族を介護する職員が、その家族の介護のため勤務をしないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において5日(その家族が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間

四 女性の短時間雇用職員が生理日における就業が著しく困難なため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

五 短時間雇用職員が職務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

六 短時間雇用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

七 短時間雇用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号及び第5号に掲げる場合を除く。) 一の事業年度において10日の範囲内の期間

3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第6号、第10号及び第11号に該当する場合においては、1日を単位として、第1項第9号、12号及び第13号並びに前項第2号及び第3号に該当する場合においては、1日又は1時間を単位として取り扱わなければならない。

4 1日以外の単位で与えられた第1項第9号、12号及び第13号並びに第2項第2号、第3号及び第7号の休暇を日に換算する場合には、当該休暇を与えられた短時間雇用職員の勤務日1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間)をもって1日とする。

5 第1項及び第2項の連続する日数及び週数には、休日を含むものとし、第1項第5号、第7号及び第8号の休暇の期間の取り扱いについては、暦日によるものとする。

6 年次有給休暇以外の休暇の取得の手続きについては、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(勤務しないことの承認)

第28条の2 短時間雇用職員は、次の各号の一の事由に該当する場合には、それらに要す

る一定の時間につき、有給で勤務しないことの承認を受けることができる。

- 一 指定したレクリエーションに参加を承認された場合 参加を承認された時間
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、請求した勤務時間内に保健指導又は健康診査を受ける場合 必要と認められる時間
 - 三 均等法第13条の規定に基づき、請求した通勤緩和により勤務しない場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲
 - 四 均等法第13条の規定に基づき、請求し、承認された休憩により勤務しない場合 必要と認められる時間
 - 五 別に指定する総合的な健康診査を受ける場合 必要と認められる時間
 - 六 その他特に必要と認めた場合
- 2 前項第3号にあっては、別に定める短時間雇用職員は無給とする。
 - 3 第1項各号に規定する勤務しないことの承認の期間は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第1号から第4号までの期間は、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。
 - 4 第1項各号の事由により勤務しないことの承認を受ける場合の手続きは、職員の例に準じて取り扱うものとする。

第6章 研修

（研修に係る規定の準用）

第29条 短時間雇用職員の研修については、職員就業規則第38条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第7章 表彰

（表彰に係る規定の準用）

第30条 短時間雇用職員の表彰については、職員就業規則第39条（同条第1項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第8章 懲戒等

（懲戒に係る規定の準用）

第31条 短時間雇用職員の懲戒については、職員就業規則第40条から第43条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第9章 安全及び衛生

(安全・衛生管理に係る規定の準用)

第32条 短時間雇用職員の安全及び衛生管理については、職員就業規則第44条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第10章 女性

(女性に係る規定の準用)

第33条 女性である短時間雇用職員の就業制限等については、職員就業規則第45条から第48条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第11章 出張

(出張に係る規定の準用)

第34条 短時間雇用職員の出張については、職員就業規則第49条及び第50条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第12章 災害補償

(災害補償に係る規定の準用)

第35条 短時間雇用職員の災害補償については、職員就業規則第51条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第13章 退職手当

(退職手当)

第36条 短時間雇用職員には、退職手当は支給しない。

第14章 育児休業及び介護休業

(育児休業及び介護休業に係る規定の準用)

第37条 短時間雇用職員の育児休業、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業については、職員就業規則第53条の規定を準用する。ただし、育児休業及び介護休業については、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとする。この場合において、同条中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

- 一 育児休業においては、その養育する子が1歳6ヶ月（情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程第3条の2による育児休業においては2歳）に達する日まで

に、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

二 前号の育児休業のうち、出生時育児休業においては、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

三 介護休業においては、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

第15章 福利厚生

（社会保険等）

第38条 機構長は、短時間雇用職員が健康保険法（大正11年法律第70号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める基準により、組合員及び被保険者に該当するときは、遅滞なく必要な手続きを行うものとする。

第16章 雑則

（知的財産の取扱い）

第39条 短時間雇用職員の知的財産の取り扱いについて必要な事項は、情報・システム研究機構職務発明等規程に定めるところによる。この場合において、同規程に定める「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第17章 期間の定めのない雇用への転換

（期間の定めのない雇用への転換）

第40条 この規程により雇用される期間その他機構における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の申し出については、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに申し出るよう努めるものとする。

3 第1項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、期間を定めて雇用されることを前提とする規定は適用しない。

（期間の定めのない雇用への転換の特例）

第41条 次の各号に掲げる者に対する前条第1項の規定の適用については、同条中「5年」とあるのは「10年」とする。

- 一 特任教員
- 二 特任研究員
- 三 学術支援技術補佐員

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第42条 第40条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満65歳とし、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。ただし、満65歳に達した日以後定年退職日までの間に退職した場合も定年退職とする。

- 2 前項の定年年齢に達した日以後に期間の定めのない雇用となった者については、期間の定めのない雇用となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用)

第43条 第40条の規定により期間の定めのない雇用となった者が、前条の規定による定年退職の日の30日前までに所定の様式により再雇用を申し出たときは、当該退職した日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲の期間(3月31日までの期間に限る。)を定めて採用し、更新することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(雇用契約に関する経過措置)

- 2 平成19年3月31日に在職していた時間雇用職員で、施行日において引き続いて短時間雇用職員として雇用された者は、第9条第3項の規定は適用しない。
- 3 前項の適用を受ける者の雇用契約の更新については、なお従前の例による。

(基本給に関する経過措置)

- 4 平成18年3月31日に在職していた時間雇用職員で、かつ、同年4月1日に引き続いて時間雇用職員として雇用された者のうち、施行日において引き続いて短時間雇用職員として雇用された者で、第19条に定める基本給が、平成18年3月31日に受けていた基本給に達しないこととなる短時間雇用職員には、基本給のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

(勤続年数の通算)

- 5 平成19年3月30日又は同年3月31日に在職していた非常勤職員が、施行日において引き続いて短時間雇用職員として雇用された者は、継続して勤務していたものとみなし、第27条の規定による年次有給休暇を付与する。

(年次有給休暇の継承)

- 6 前項の適用を受ける者の施行日の前々日又は前日における年次有給休暇の残日数につ

いては、施行日においてこれを継承する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(年次有給休暇の継承)
- 2 平成20年3月31日に在職していた短時間雇用職員で、施行日において引き続いて短時間雇用職員として雇用された者の平成19年度に付与された年次有給休暇の残日数については、第27条第4項の規定により平成20年度に繰り越されたものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第19条に定める基本給の算定に係る都市手当について職員給与規程を準用する場合において、附則中「採用者(国家公務員からの異動者等、必要と認められる者を除く。)」を「採用者(国立極地研究所及び統計数理研究所の立川市への移転の日以前に同研究所に勤務していた者が雇用契約を更新した場合を除く。)」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第19条第3項に定める平成21年12月1日施行の改正職員給与規程第11条に定める基本給月額表の改訂に準拠した時間給の額の改訂に関わらず、施行日の前日から引き続き雇用されている者の時間給の額は、既に締結済みの雇用契約期間が終了するまで変更しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 国立極地研究所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及びライフサイエンス統合データベースセンターにあっては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの期間においては、改正後の第9条第4項中「満65歳」とあるのは「満64歳」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第19条第3項に定める平成22年12月1日施行の改正職員給与規程第11条に定める基本給月額表の改訂に準拠した時間給の額の改訂に関わらず、施行日の前日から引き続き雇用されている者の時間給の額は、既に締結済みの雇用契約期間が終了するまで変更しないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(雇用契約に関する経過措置)

2 施行日の前日において雇用されていた短時間雇用職員であって、施行日において引き続き短時間雇用職員として雇用されている者は、施行日以降の引き続き雇用契約終了までの間、施行日の前日に適用を受けていた改正前の短時間雇用職員就業規則第9条並びに平成19年4月1日に施行された短時間雇用職員就業規則附則第2項及び第3項を適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(基本給に関する経過措置)

2 施行日の前日において雇用されていた短時間雇用職員であって、施行日において引き続き短時間雇用職員として雇用された者のうち、第19条に定める基本給が、施行日の前日において受けていた基本給に達しないこととなる短時間雇用職員には、平成30年3月31日までの間、基本給のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(期間の定めのない雇用への転換)

2 第40条の規定は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある雇用契約について適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年1月26日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第17条、第20条及び第21条の改正規定については、平成30年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月29日改正)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月30日改正)

この規則は、令和5年12月1日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月18日改正)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第42条第1項の規定は、令和6年3月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第42条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分の応じ、同条項中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする(ただし、特任教員及び特任研究員を除く)。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

附 則（令和6年12月1日改正）

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	従事すべき業務の内容
事務補佐員	事務の補佐業務に従事
技術補佐員	技術に関する職務の補佐業務に従事
学術支援技術補佐員	技術に関する職務の補佐業務の内、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項の規定の適用を受ける業務に従事
臨時用務員	労務作業に従事

別表第2（第3条関係）

名称	従事すべき業務の内容
非常勤講師	客員研究部門における共同研究業務等に従事
特任教員	外部資金等による研究・教育に従事
特任研究員	外部資金等により実施される研究又は研究支援業務等に従事
リサーチ・アシスタント	研究プロジェクト等に優れた大学院在学者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るための研究に従事